平成２３年（フ）第１１５４号
神戸市兵庫区湊町３丁目２番21号美河荘２階201号
債務者　長谷川　勝
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１６３号
神戸市兵庫区荒田町３丁目10番２号　第一稲田ビル302、従前の住所神戸市兵庫区上三条町５番５―101号
債務者　福永　章子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１６４号
兵庫県三木市志染町西自由が丘２丁目27　ピアン自由が丘２号棟403号室、住民票上の住所兵庫県三木市志染町青山５丁目22番地の８
債務者　佛性レイ子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１７１号
神戸市北区上津台２丁目７番15―101号、従前の住所兵庫県三田市大川瀬1443番地35
債務者　野﨑　　海（旧姓柴山）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１４号
沖縄県中頭郡西原町字棚原240番地の１　マンション伊波403号
債務者　金城まゆみ
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１３６号
山口県光市上島田３丁目７番36号
債務者　山本ひろみ
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第６９号
熊本県球磨郡あさぎり町免田西2563―13　免田フルーツコーポ　イチゴ２号、住民票上の住所熊本県荒尾市平山2270番地４
債務者　田中　和洋
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第７０号
熊本県荒尾市宮内367番地
債務者　藪内多惠子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第６２号
長崎県雲仙市小浜町金浜1418番地６、前住所長崎市上小島３丁目６番50号
債務者　中島　洋子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
山口市阿東地福上1694番地
債務者　羽野　幸子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
山口市三和町14番54―304号
債務者　吉月　智治
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
山口市宮野下1199番地４　市住134号
債務者　吉川　良広
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６７５号
静岡市葵区春日３丁目１番７―402号
債務者　加藤　　久
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１７号
沖縄県沖縄市比屋根６丁目34番10号イシケンマンション108号
債務者　仲本　幸安
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第６７９７号
大阪府門真市末広町36番10―205号
債務者　安藤　里美
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７３３号
横浜市鶴見区仲通１丁目59番地17　丸尾コーポＡ号
債務者　直筧　幸夫
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部